

自主的避難等対象区域でしいたけの生産販売を行っていた申立人について、生産施設の増設計画に基づく想定売上高を基礎として、風評被害による売上減少に伴う逸失利益が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号（以下、「本件」という。）につき、申立人X（以下、「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下、「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないこととする。

記

	損害項目	金額	期間
1	営業損害	57,720,671 円	自 平成 23 年 3 月 11 日 至 平成 25 年 3 月 31 日
2	弁護士費用	1,731,620 円	
	合計	59,452,291 円	

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）についての和解金として金 5 9 4 5 万 2 2 9 1 円の支払義務のあることを確認する。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

申立人と被申立人は、第 1 項記載の損害項目（但し、同項記載の期間に限る。）については、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える金額につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。ただし、本件和解仲介に関する弁護士費用については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がない。

イ 本和解に定める金額にかかる遅延損害金につき、申立人は被申立人に対しては別途請求しない。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を 2 通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が 1 通、被申立人が 1 通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し 1 通を、原子力損害賠

償紛争解決センターに交付する。

平成25年11月14日

(仲介委員 高木佳子)